

## 教育関係共同利用拠点制度 Q&amp;A

## 【制度関係】

Q. 教育関係共同利用拠点制度の創設の趣旨は何か。

A. 多様化する社会と学生のニーズに応えつつ、質の高い高等教育を提供していくために、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等を推進することで、国公私を通じた多様かつ高度な教育を展開していく大学の取組を支援することです。

Q. 共同利用・共同研究拠点制度との違いは何か。

A. 大学が持つ教育研究の機能のうち、教育面に着目し、大学教育の充実に特に資するものを対象としています。教育を主とする施設は、共同利用・共同研究拠点を認定する制度の趣旨になじまないものもあると考えられ、今回、教育関係共同利用拠点の新たな制度の創設により、教育面からの共同利用等を推進することで、資源の有効な活用を図ることが可能となります。

Q. 施設が教育関係共同利用拠点到に認定された場合、当該施設がこれまで果たしてきた役割等が変更になるのか。

A. これまでも各大学において、大学間連携等により教育施設の共同利用等の取組が行われたきたところではあります。

今回の教育関係共同利用制度は、学校教育法施行規則及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程に基づき、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、文部科学大臣の認定を受けることができるというものです。

なお、本制度の創設により、大臣認定を受ける要件に合致しない大学独自の共同利用等の取組を推進することを妨げるものではありません。

## 【申請関係】

Q. 事前相談を行わずに申請することはできないのか。

A. 事前相談については、制度の疑問点の解決や事前確認による提出書類等の抜けを防ぐ観点から、全ての申請に対して行っていただくこととしています。

Q. 事前相談は、必ず文部科学省に訪問して行わなければならないのか。

A. トラブルや行き違いを防ぐ観点から、直接対面して相談頂きますようお願いいたします。

Q. 拠点の申請にあたり、施設の規模等の制限はあるのか。

A. 施設の種類等によって異なりますが、複数の大学間で、共同で当該教育施設を利用するという趣旨から、安定的・継続的に取組を推進する運営体制（例：専任教員・技術職員・事務職員等の配置、学内の予算配分等）が構築できるかなど、大学とし

て事前に十分検討していただくことが必要です。

また、上記の観点から、対象となる施設の種類等ごとに、定量的な規模を申請の条件として付加する場合があります。その際は、募集にあたっての種類等ごとの留意事項に明示しますので、参照して下さい。

Q. 一大学から複数の拠点申請することは可能か。

A. 異なる種類の拠点（例えば練習船と留学生関連施設）の申請については、一大学からの複数申請が可能です。

留学生関連施設のうち、「宿舎機能」と「日本語教育機能」、及び、「臨海・臨湖実験所」と「水産実験所」は異なる種類として整理します。

なお、今後新たな拠点の種類が追加された場合は、その機能に応じて判断します。

Q. ○○センターの一部として練習船とその他の施設を持つような場合、どの単位で申請を行うこととなるのか。

A. 例えば、「水産・農学教育センター」等の名称で、施設の一部として練習船と農場が含まれる場合、それぞれの機能の違いをかんがみ、公募対象となる施設の種類ごとに申請くださるようお願いいたします。

Q. すでに共同利用・共同研究拠点として認定を受けている拠点を教育関係共同利用拠点としても申請することは可能か。

A. 共同利用・共同研究拠点制度及び教育関係共同利用制度は、ともに、研究もしくは教育の共同利用施設としての認定の基準に合致していることが必要です。なお、個別の状況により判断することとなります。ご希望のある際には、大学振興課までお問い合わせ下さい。

Q. 共同利用の実績がない施設が拠点となることは可能か。

A. 教育関係共同利用拠点は、申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれることが要件となっており、実績がない場合は、直ちに拠点となりうる可能性は低いものと考えられます。

拠点となりうる場合の例としては、新規建設の場合等が考えられますが、その場合は将来的な共同利用の計画を提出し、十分な見通しを説明していただくことが必要になります。

Q. 認定後に申請内容を変更することは可能か。

A. 認定の際には申請に基づいて審査を行うため、大幅な申請内容の変更がある場合、再度申請を行っていただく必要があります。ただし、軽微な変更ややむを得ない計画の変更については、大学振興課までお問い合わせ下さい。

Q. 同じ施設の種類で全国に複数の拠点が存在することは可能か。

A. 同じ施設の種類においても、例えば地域性や役割の違い等の特性にかんがみ、複数の拠点の認定が可能と考えます。ただし、それぞれの拠点の役割が明確であるか

等、審査時点において必要な確認をすることとなります。詳細については、大学振興課までお問い合わせ下さい。

Q. 共同利用・共同研究拠点制度においては、ネットワーク型の共同利用・共同研究拠点があるが、教育関係共同利用拠点制度でも同様のスキームを設けることを想定しているのか。

A. 共同利用・共同研究拠点制度におけるネットワーク型拠点については、「共同研究」に基づく考え方であるため、直ちに同様の仕組みを教育関係共同利用拠点で認定することは想定しておりませんが、例えば、教育施設の連携により全国的なネットワークを構築した場合等は、複数の大学にまたがる拠点を、一つの運営委員会を置くネットワーク型拠点として認定することが考えられます。詳細については、大学振興課までお問い合わせ下さい。

Q. 次年度以降のスケジュールについて

A. 平成 28 年度以降の認定については、決定次第お知らせいたします。

#### 【有効期間関係】

Q. 教育関係共同利用拠点の有効期間について

A. 教育関係共同利用拠点については、継続性をもった教育活動を可能とする期間を認定期間とする必要があると考えています。施設の老朽化や教育体制の変更等が考えられることを踏まえ、有効期間については、最大 5 年間のうち、認定審査を踏まえ決定します。

なお、有効期間終了後も認定の継続を希望する場合には、再度申請が必要です。

また、認定期間内に認定拠点に変更が生じた場合は、必ず大学振興課までご相談下さい。

#### 【その他】

Q. 事前相談等の窓口はどこになるのか。

A. 以下のとおりです。

【本件に関するお問合せ先】 電話番号：03-5253-4111

事項	担当部局	内線	E-mail
制度全般、認定スケジュール	高等教育局 大学振興課	2492	daikaika@mext.go.jp
留学生関連施設について	高等教育局 学生・留学生課	3028	ryuugaku@mext.go.jp
大学の教職員の組織的な研修等の実施機関について	高等教育局 大学振興課	2492	daikaika@mext.go.jp
練習船、演習林等、農場、臨海・臨湖実験所及び水産実験所について	高等教育局 専門教育課	2485	senmon@mext.go.jp